

## 船舶事故調査報告書

平成26年4月17日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（真珠養殖施設）
発生日時	平成25年8月14日（水） 14時30分ごろ
発生場所	三重県志摩市深谷水道北口北西方沖 深谷水道北口灯台から真方位320° 850m付近 （概位 北緯34° 16.3′ 東経136° 51.1′）
事故調査の経過	平成25年8月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ <sup>ジェイティエイ</sup> <sup>エイ</sup> JTT20A、0.1トン 243-36063三重、個人所有 2.66m (Lr) × 1.07m × 0.40m、FRP ガソリン機関、107kW、平成15年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 41歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年10月16日 免許証交付日 平成20年10月16日 （平成25年10月15日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 船首部に破口 真珠養殖施設 ナル（枠の木材）に破損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、志摩市大王町船越と志摩市志摩町片田の陸岸の間にある深谷水道を通航しようとし、慣れたコースである志摩町亀ヶ鼻 <sup>かめがぼな</sup> 東方沖を約30ノットの速力で陸岸に沿って南進中、船長が、変針予定の左舷前方の陸岸に注意を向けていたところ、前方の‘亀ヶ鼻東方沖に設置された真珠養殖施設の東端部’（以下「本件養殖施設」という。）に気付き、危険と感じて減速を行い、左舵を取ったものの、平成25年8月14日14時30分ごろ、船首が本件養殖施設に衝突し、船長及び同乗者が海に投げ出された。 船長は、けが等がなく、同乗者の救助を付近航行中のプレジャーボートに依頼し、携帯電話で消防署へ救急車の手配を行い、本事故発生場所の破片等を片付けた。

	<p>同乗者は、付近航行中のプレジャーボートに救助され、志摩市<sup>みなとこし</sup>船越<sup>ふねこし</sup>神明漁港<sup>しんめい</sup>に到着後、病院で検査を受け、異常はなかった。</p> <p>本船は、船首部に破口を生じたものの、自航が可能であり、友人が操船して神明漁港へ入港した。</p> <p>本件養殖施設は、ナルが破損した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期</p>
その他の事項	<p>船長は、本事故発生場所付近の航行経験が豊富であり、本件養殖施設が設置されていたことを知っていた。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、志摩市大王町東方沖を南進中、船長が、変針予定の左舷前方の陸岸に注意を向け、前方の適切な見張りを行っていなかったことから、本件養殖施設に気付き、減速し、左舵を取ったものの、本件養殖施設に衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、志摩市大王町東方沖を南進中、船長が、変針予定の左舷前方の陸岸に注意を向け、前方の適切な見張りを行っていなかったため、本件養殖施設に気付き、減速し、左舵を取ったものの、本件養殖施設に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養殖施設等が設置された狭い水路を航行する際は、周囲の見張り及び船位の確認を厳重に行い、適切な速力で航行すること。</li> </ul>